

<参考資料>先行団体における業務方法書の比較表

大阪府立病院機構(18年度・5病院)	静岡県立病院機構(21年度・3病院)	神奈川県立病院機構(22年度・6病院)	山梨県立病院機構(22年度・2病院)
(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び大阪府地方独立行政法人法施行細則(平成17年大阪府規則第30号)の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成21年静岡県規則第18号)第2条の規定に基づき、地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び地方独立行政法人法施行細則(平成22年神奈川県規則第20号)第1条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成22年山梨県規則第1号)の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。
(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により大阪府知事(以下「知事」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。	(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により静岡県知事(以下「知事」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営を行うものとする。	(業務運営の基本方針) 第2条 県立病院機構は、法第25条第1項の規定により神奈川県知事(以下「知事」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。	(業務運営の基本方針) 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山梨県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。
(病院の設置及び運営) 第3条 法人は、大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び府域における医療水準の向上を図り、府民の健康の維持と増進に寄与するため、地方独立行政法人大阪府立病院機構定款(以下「定款」という。)第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。		(病院の設置及び運営) 第3条 県立病院機構は、神奈川県における保健医療施策として求められる高度・専門医療等の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与するため、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款(以下「定款」という。)第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。	(病院の設置及び運営) 第3条 法人は、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とするため、地方独立行政法人山梨県立病院機構定款(以下「定款」という。)第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。
(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 一 医療の提供 二 医療に関する調査及び研究 三 医療に関する技術者の研修 四 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第2号に規定する第一種自閉症児施設の運営 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行ふことができる。	(法人の行う業務) 第3条 法人は、地方独立行政法人静岡県立病院機構定款(以下「定款」という。)第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 (1) 医療の提供及びその附帯業務 (2) 医療に関する調査及び研究並びにその附帯業務 (3) 医療に関する技術者の研修及びその附帯業務 (4) 医療に関する地域への支援及びその附帯業務 (5) 災害等における医療救護及びその附帯業務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行ふことができる。	(県立病院機構の業務) 第4条 県立病院機構は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 (1) 医療を提供すること。 (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。 (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を運営すること。 (5) 災害時における医療救護に関すること。 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務 2 県立病院機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 県立病院機構は、その設置目的の範囲内において、県立病院機構以外の者から受託し、又は県立病院機構以外の者と連携して、業務を行ふことができる。	(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 (1) 医療の提供 (2) 医療に関する調査及び研究 (3) 医療に関する技術者の研修 (4) 医療に関する地域への支援 (5) 災害時における医療救護 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行ふことができる。
(緊急時の知事の要求) 第5条 法人は、定款第19条の規定に基づき、知事から定款第18条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。		(緊急時の知事の要求) 第5条 県立病院機構は、定款第19条の規定に基づき、知事から定款第18条第1号、第2号及び第5号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。	
(業務の委託) 第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合、業務の一部を委託することができる。	(業務の委託) 第4条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。	(業務の委託) 第6条 県立病院機構は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。	(業務の委託) 第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

<参考資料>先行団体における業務方法書の比較表

大阪府立病院機構(18年度・5病院)	静岡県立病院機構(21年度・3病院)	神奈川県立病院機構(22年度・6病院)	山梨県立病院機構(22年度・2病院)
(委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。	(委託契約) 第5条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。	2 県立病院機構は、前項の規定により業務を委託するときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。	(委託契約) 第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。
(契約の方法) 第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによるものとする。	(競争入札その他契約に関する基本事項) 第6条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる。	(契約の方法) 第7条 県立病院機構は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他県立病院機構の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによるものとする。	(競争入札その他契約に関する基本事項) 第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、法人の規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる。
(雑則) 第9条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。	(雑則) 第7条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。	(その他) 第8条 県立病院機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の県立病院機構の規程に定めるものとする。	(雑則) 第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程に定める。
附 則 この業務方法書は、知事の認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。	附 則 この業務方法書は、静岡県知事の認可があった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。	附 則 この業務方法書は、知事の認可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。	附 則 この業務方法書は、山梨県知事の認可があった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。